

ドワイト・アイゼンハワー政権期の共和党運営、 1953～1960年

西川 賢

一 はじめに

(1) 問題の所在

大統領は「政党を超えたところ」(“Above Party”)に最良の統治を見出す——このアメリカに古くからある慣用表現に見られるように、アメリカ合衆国(以下アメリカ)において、大統領と与党は相互に独立していると考えられることが少なくなかった¹。確かに大統領は与党の党首ではないし、与党組織や与党の政治家も必ず大統領の意思に従って行動するとは限らない。

しかし、両者は必ずしも完全に独立した関係にある訳ではなく、両者に様々な形で相互作用が存在することは以前から指摘されてきた²。特に選挙や統治面での変化を受けて20世紀には大統領と政党との相互作用は以前より大きくなったとの指摘もある³。「アメリカ政治発展論」(American Political Development; 以下APD)の分野では、この大統領と与党との相互作用についての研究が進められてきた。従来までは大統領と与党とは対立的存在であると考えられてきたが、近年ダニエル・ガルヴィンの研究によって、「政党構築」(Party Building)という新たなマクロ・パターンが提唱され、大統領・与党関係を見る視座は抜本的な見直しを迫られつつある。

(2) 先行研究の検討

APDの分野においては、ロウイ、シェフター、ミルキスといったAPDの第一世代の学者によって大統領と与党との関係が研究されはじめた。これらの学者に共通する特徴は大統領と政党との緊張関係を重視する点である。すなわち、これらの研究者は、ニューディール期以降のアメリカで行政国家化が進行し、大統領への権限集中が進むと地方政党を中心とする分権的な制度

秩序が侵食され始め、政党から統治能力が奪われて政府主導の統治が始まったとする見解を提示している。

そもそも、アメリカにおいては、①伝統的な連邦制・三権分立下での自律的・集権的執政府や官僚制の欠如、②白人青年男子に対する普選の早期確立(1830年代)、③大衆政党化の進行という三点により、政党が選挙と利益誘導(パトロネージ)を通じて政府機関に一定の規律を設定し、政府を機能させる役割を果たさざるを得なかった(1820～1840年代以降)。まさに19世紀までのアメリカ政府はパトロネージの遂行を主たる任務とし⁴、政党組織と議会を中心とする政体(Polity)をその特徴とする「パトロネージ型国家」の様相を呈していたといえる⁵。つまり、19世紀までのアメリカ国家は全体として官僚の役割が相対的に小さく、政党組織と議会とが統治体系の中心に位置する分権的政体をその特徴とする政体であり、政党組織もそのような政体の特徴を反映して選挙協力の見返りに当選後支持者に公職をばらまく政党マシンの特徴を帯びざるを得なかったと考えられるのである⁶。

しかし、19世紀末以降ニューディール期(1930年代)までに連邦政府の役割が拡大し、規制政策や再配分政策の実施に伴って、連邦政府の社会領域への介入とその是認(介入型国家; Positive State)である「統治革命」(Governmental Revolution)、大統領・行政機関への権限の集中・委任(President and Administration Centricity; Emergence of Modern Presidency)である「制度革命」(Institutional Revolution)、政党の弱体化と利益集団政治・大衆政治の台頭である「政治革命」(Political Revolution)という「新たな国家形成」という現象が起こった⁷。

かくして、パトロネージ型国家は少なくとも全国レベルにおいては大きな変容を余儀なくされていったことが指摘されている。まず、1860年代以降、予備選挙制度の普及や公務員制度改革などを皮切りに、脱猟官化の傾向が顕著になり、官僚はかつてのように政党に「従属」する地位から脱し、徐々に自律化と集権化の度合いを強めていった。こうしたことを起点として、官僚が行政アリーナ、政党が選挙を中心とする政治アリーナを別個に支配するようになっていったのである⁸。

続く1930年代、フランクリン・ローズヴェルト大統領が多選を重ねたことは彼がアメリカ人民から広範な信認を獲得したことを意味し、かつそれは彼が人民に対して政策理念を説明し、自らを中心とする政治主導の実現によってそれを実現する責任を負うべき存在となったことをも意味した⁹。更に、ミルキスによれば、ニューディール期は国家がそれまでの自由放任的イ

デオロギーから解放され、市場経済がもたらす不確実性から人々を守るために社会領域に介入するのは必要であり善でもあるとする「新しい社会契約」(Redefinition of Social Contract)を中核とする「ニューディール・リベラリズム」という新しい公共哲学が構築された時期である¹⁰。

しかし、現実にはニューディール期に与党であった民主党内には、大統領と距離を置く保守派(多くは南部出身)が多数存在しており、与党は内部に事実上の「野党」を抱え込んだ状況に置かれていた¹¹。こうした勢力はしばしば大統領が意図する政策の実現に協力するどころか、かえってそれを妨害した。1937年の連邦最高裁改革の挫折などは、それを象徴するエピソードといえる。このような「抵抗勢力」を排除すべく、1938年の民主党予備選挙においてローズヴェルトが行なった与党候補者に対する選挙介入や更なる執政府への権力集中の試みも結局は失敗に終わり¹²、執政府と立法府の完全な連携化とそれに基づく一元的な政策形成、すなわち完全な形での民主党の「責任政党化」は実現することなく終わった¹³。

だが、完全な形での責任政党化の実現は果たせなかったとはいえ、ニューディールのいわば遺産として、大統領・執政府が人民に政策理念を提示し、人民の支持を得て、理念の実現を主導する役割を強化したことに疑いはない¹⁴。

かくして、20世紀前半のアメリカにおいて執政府への権限集中は政党を弱体化させたと考えられるようになった。この視角は、1930年代から1940年代にかけてのアメリカにおいてケインズ型財政政策の重要性が増し、経済政策の立案・執行機能が執政府に集約され、それが議会政党の政策形成機能を低下させ、政党を衰退させた有力な要因になったとみる政党衰退論の知見などとも符合する¹⁵。

いずれにせよ、第一世代のAPD研究者がいずれも大統領と与党を対立的存在であるとみていたことは注目に値しよう。

以上のような先行研究の見解に対し、ガルヴィンは大統領と政党との関係を研究した著書において、政党構築という大統領・政党関係に従来までは看過されてきたパターンが存在すると主張した。すなわち、ガルヴィンは通説的視角において、大統領と政党とはアプリアリに対立的な関係として捉えられ、大統領は政党から資源を奪ってこれを衰弱させる存在(Party Predator)であると想定されてきたと批判する¹⁶。ガルヴィンによれば、二大政党間の多数党/少数党という競争的不均等や大統領の野心などの個人的動機など、大統領・与党間に異なる種類の相互作用を生み出す複数のインセンティブが存

在する¹⁷。この大統領のインセンティブと大統領を取り巻く政治環境の組み合わせによって、大統領の与党に対する関与の仕方 (Presidential Partisanship) は四つの類型に分類されるとしている¹⁸。

ガルヴィンが実証したところによれば、ニューディール期以降の民主党の大統領は、与党を自らの政治的利益に叶う形に改変しようと試み、結果的に政党を衰弱させる傾向があった。それに対して、共和党の大統領は選挙への貢献、人的資源や資金提供、候補者の発掘などの行為(すなわち、「政党構築」)を通じて、与党組織を強化する政党構築者である場合が多かったと結論づけている¹⁹。このような差異は、ニューディール期以降は野党に甘んじることの多かった共和党の大統領にとって、政党構築をすることが自党に不利な政治環境を打開しうる戦術であったゆえに生じたものとされる²⁰。

ドワイト・アイゼンハワー大統領 (Dwight D. Eisenhower; 在任 1953 年～1961 年) と共和党との関係について、かつては「アイゼンハワーは共和党組織に無関心で党を強化するための方途を探る努力を怠った」という否定的な評価が支配的であった²¹。ガルヴィンは、アイゼンハワーが共和党組織を強化することで、ニューディール期以降、民主党の前に劣勢に立たされていた共和党を民主党と競合可能な政党に再生しようと計画していたと論じている。そのために、アイゼンハワーは可能な限り目立たないやり方で共和党を組織的に掌握し、それを通じて共和党組織を自らの政治指導に応答的な組織へと作り替える必要(すなわち、「政党構築」を試みる必要)があったのだとガルヴィンは分析する。しかし、そのようなアイゼンハワーの政党構築の努力は失敗し、自らと対立していた共和党保守派が勢力伸長するきっかけを与えてしまい、イデオロギー的分極化の起源にもなったというのがガルヴィンの指摘である²²。

このように、ガルヴィンは政党構築の典型的事例としてアイゼンハワーを位置づけ直すことにより、アイゼンハワー政権の歴史的イメージを一新することに成功している。このアイゼンハワー(再)評価は、アイゼンハワーを「フランクリン・ローズヴェルト以降、最も建設的で首尾一貫したやり方で党組織に介入した」大統領として評価すべきであるとするコネリアス・コターの主張などとも整合的である²³。

大統領・政党関係を一様のもと見る従来までの視点からは、この政党構築という大統領・政党関係の歴史的パターンは可視的ではなく、それがアメリカの政治発展にもたらす影響も考慮されることはなかった。ガルヴィンが独自の視座に基づいて政党構築という新たなマクロ・パターンを発見し、大

統領と政党とを対立的にみる従来の視覚に疑義を呈し、更にはアイゼンハワーを政党構築という新パターンの典型例に位置づけることで、アイゼンハワー政権に対する歴史解釈の変更すら促した点は特筆すべき学術的貢献であるといえよう。

しかし、本当にアイゼンハワー政権期の政党構築の試みが、共和党内部で保守化を進行させる「独立変数」であったと結論付けられるであろうか。そこで、本論文ではガルヴィンが政党構築の典型的事例に位置づけたアイゼンハワー政権と与党との関係について、ガルヴィンが考察の対象に含めていない「政策をめぐる与党内部のイデオロギー対立の状況」(第二節)と「政治理念の体系化」(第三節)の二点に注目して、更なる検討を試みるものである。

二 アイゼンハワー政権と共和党保守派のイデオロギー対立

本節においては、アイゼンハワー政権と共和党保守派がどのような政策をめぐって、どのようにして対立を深めていったのかを明らかにしていきたい。

(1) 1952年の共和党綱領での公約と政権発足後の施策

1952年の共和党綱領において、アイゼンハワーは民主党のトルーマン政権による無駄な政府支出と重税を批判し、政府赤字の削減による均衡予算の実現、そして減税を公約した。社会保障については、その簡素化・効率化を掲げ、特に年金制度については新たな政策導入・拡充に際しては新規財源を確保してから行うべき(“pay-as-you-go”)旨を明言していた。農業補助金に関しても、ニューディール以降のパリティ制度に基づく固定的な全面的価格補助(rigid support)ではなく、より柔軟な補助(flexible support)を支持すると述べるなど、アイゼンハワーは当選後に農業政策をニューディール以来の連邦政府に全面的に依存する仕方から改革する方針であることをほのめかしていた²⁴。このように、1952年の共和党綱領は全体としては連邦政府の役割を限定的なものとする方向性でまとめられており、経済保守的な項目を多く含む内容であったといえる。特に、小さな政府を志向する共和党内の経済保守派は以上の綱領に掲げられた公約の実現に期待をかけた。

当選後、1953年の一般教書においてアイゼンハワーが最も力点を置いていたのは、1952年綱領と同様に財政赤字の削減であった。すなわち、財政を均衡させるために連邦省庁は重要な機能を損なうことなく削減できる項目を見つけ、財政支出を一定限度まで削減しなければならない。しかし、アイ

ゼンハワーは減税に関しては現行税制度の抜本的見直しを行うと語りつつも、その優先度は財政均衡やインフレ対策よりも低いものになっており、支出削減によって財政が黒字化し財政支出をコントロール可能とした後に初めて減税が正当化されると述べた点には注意が必要である²⁵。何故なら、財政が黒字化した後でなくては減税に踏み切らないと言明した時点で、アイゼンハワーは1952年綱領での減税公約から一步後退したと考えることが可能だからである。

アイゼンハワーは続いて1953年の税制教書において、財政赤字の削減が軌道に乗るまで、予定されていた超過利潤税の廃止、法人所得税率の引き下げ、個別消費税減税など、1953年から1954年にかけて予定されていた減税政策の延期・廃止を提案している。これは財政赤字の下で減税を断行すれば、経済成長に打撃を与える可能性があるという判断によるものであった²⁶。1954年1月21日に公表された1955年度予算教書においても、財政規模を全体的に縮減するべく支出削減の努力を継続し、それに見合う分のみ減税が正当化されるという論理が引き続き貫徹された²⁷。

このように、1952年の党綱領での公約の時点に比べると、政権発足後に性急な減税に慎重になり始めたアイゼンハワーに対して、共和党内から公約通りの即時減税を要求する声が上がった。その中心人物は下院歳入委員長であったダニエル・リード議員（共和党、ニューヨーク州選出）であり、彼は政権の意向を半ば無視する形で所得税追徴金打ち切り期限を1954年1月1日から敢えて半年早める法案（HR 1）を提案するなど、財政均衡達成よりも減税を優先させる姿勢を崩さなかった²⁸。

リード議員らはアイゼンハワーが主張する財政均衡を減税のための必要条件とは考えておらず、むしろ減税を優先することで、それが政府支出の無駄削減の呼び水になると考えていた。結局、アイゼンハワー政権の財政均衡優先の意向を慮った議事運営委員会の配慮によってHR 1は本会議上に上程されることなく終わったが、共和党内部に財政均衡を優先するアイゼンハワー政権の路線に対する不満を残す結果となった²⁹。

結果から述べれば、アイゼンハワー政権期には財政支出が大幅に増加したために減税が達成できなくなり、アイゼンハワーが描いていた財政均衡を達成した後に減税を実施するという公約達成は不可能となっていく³⁰。

では、どのような項目が財政支出を圧迫することになったのであろうか。特に重要なものが以下にみる住宅政策と社会保障政策である。

まず、住宅政策について検討する。トルーマン政権期の1949年、向こう6

年間で81万戸の公営住宅を建造する法案が議会通過しており、トルーマン政権は年間7万5000戸程度の公営住宅建造に着手していた。アイゼンハワー政権の住宅長官であったアルバート・コールは年間建造数を3万5000戸程度にまで縮小した上で、この住宅政策を継承する方針を表明していた。だが、ノリス・コットン議員(共和党、ニューハンプシャー州選出)の「〔住宅政策は〕議会史上最も醜怪、反米的、不経済、社会主義的かつ浪費主義的な政策」との発言にあるように³¹、共和党下院議員の多くは公営住宅の造営に反対し、1953年4月、下院は住宅建造に関する新規予算案を否決した³²。その後、住宅法案は新規住宅建造数を2万戸に低減し、それ以上の新規住宅建造に際しては議会の同意を必要とする妥協条件を付すことで上院を通過した³³。

アイゼンハワーは以上の議会の採決結果に不満を持ち、1953年12月に独自の公営住宅政策案を発表し、1954年1月25日には議会に住宅政策に関する立法勧告を送付している。それによれば、アイゼンハワーは今後4年間住宅政策の延長を要求し、年間3万5000戸、計14万戸の公営住宅造営を目指す方針であった。また、モーゲージ保障保険や住宅修繕・債権費用への資金供与、スラム撤去と都市再開発への援助なども提案の中に盛り込まれていた。住宅関連の融資に関しては民間の融資機構を利用する計画であり、政府による介入は間接的なものにとどまる案であったが、それでも議会共和党保守派はこの案を「社会主義的住宅政策」として批判した³⁴。

1954年住宅法案の審議過程は難航し、下院を通過した案からは年間3万5000戸、計14万戸の公営住宅造営を規定する項目が脱落していた。上院案には政権案の通り年間3万5000戸、計14万戸の公営住宅造営を規定する項目が付加され、下院案と上院案に食い違いが生じたため、スラム除去の進捗度合いと新規公営住宅の造営の度合いを合わせることで公営住宅の新規造営の度合いを緩やかなものにするなどの調整が図られた。その後、1954年8月2日に1954年住宅法が成立している³⁵。翌1955年にもアイゼンハワーは二年で7万戸の公営住宅を増建する要求を議会に対して行なったが、これは最終的に一年で4万5000戸を増建する内容に落ち着いている³⁶。

次に、社会保障政策について検討する。アイゼンハワーが社会保障の適用範囲を拡大する方針であることは、1953年の一般教書の中でも表明されていた³⁷。同時に、アイゼンハワーは連邦社会保障庁(the Federal Security Agency)の無駄をなくし、より効率的な社会保障の運営を目指して行政再編を行うべきとの考えも示していた。当選後、アイゼンハワーはネルソン・ロックフェラーを省庁再編特別委員会(Special Committee on Government

Organization) に任じて行政再編の任務を請け負わせ、同委員会の提言に従って1953年3月12日、議会に保健教育福祉省 (the Department of Health, Education, and Welfare) の設立を促す声明を送付している。その後、1953年4月11日に同省は設立・発足した³⁸。

与党共和党保守派の中には、社会保障について歳出増を伴う新たな政策導入・拡充に際しては新規財源を確保してから行うべきとする異論 (“pay-as-you-go”) も依然として根強かったが³⁹、結局1954年社会保障修正法によって新たに1000万人が社会保障の適用範囲に加えられ、自営業者 (280万人)、農業労働者 (250万人)、専門職 (30万人) など、社会保障の適用が拡大された。さらに1954年社会保障修正法によって退職者年金の月支給額が引き上げられている⁴⁰。加えて、1954年には失業保障改革法も成立しており、これに伴って失業保険の適用範囲が400万人に追加拡大されている。このような立法上の成果について、アイゼンハワーは失業保障改革法に関する署名見解の中で「1954年は我が国民にとって、社会保障のまたとない進歩の年であった」と語った⁴¹。

次いで、1956年社会保障修正法によって更に農業経営者や歯科医など80万人あまりが社会保障の適用範囲に加えられ、1956年現役・退役軍人遺族年金法によって280万人が社会保障年金の適用範囲に加えられるなど、アイゼンハワー政権期に社会保障の間口は着実に広がりを見せつつあった⁴²。

(2) アイゼンハワー政権と共和党保守派の対立

ここで、国民一人あたりの実質社会福祉支出の増加率をみると、アイゼンハワー政権期 (1955～1960年) の支出増加率はケネディ＝ジョンソン政権期 (1960～1965年) の支出増加率を上回るものであることがわかる。特に社会保険の増加率は62.9%と大きく、偉大なる社会が実施された1960年代後半 (1965～1970年) の増加率さえ上回っているほどである。その他、社会保険支出の推移や社会保障年金の受給者をもアイゼンハワー期に数値が大きく伸びていることが看取できる⁴³。さらに連邦財政における総教育支出額もアイゼンハワー政権期の1955年から1960年にかけて3.8億ドル増加しており、1960年から1965年の16億ドル、あるいは1965年から1968年にかけての26.3億ドルに比べれば緩やかなペースではあったものの、着実な増加をみせていた⁴⁴。

このように、1957年度の予算審議までの過程で公営住宅の造営、社会保障の適用範囲拡大や保健教育福祉省の新設、あるいは教育支出の増額などに

よって政府支出が増大していき、予算全体が圧迫されつつあった。こうした一連の政策が財政を圧迫することで、1952年の綱領でアイゼンハワーが公約した減税実施は不可能になり、保守派はアイゼンハワー政権の政策に不満を抱くようになった⁴⁵。アイゼンハワー政権は1954年と1955年の予算において赤字を計上しており、大統領選挙を目前に控えた1956年の予算において、辛うじて財政均衡を達成した状況であった⁴⁶。しかし、1957年度の予算審議において、アイゼンハワー政権が平時としては史上最大となる718億ドルの国家予算を要求すると、共和党保守派はアイゼンハワー政権に向かって批判の矛先を向けるようになった⁴⁷。例えば、ゴールドウォーターは1957年4月8日、議会で以下のような演説を行なっている⁴⁸。

718億ドルの予算は私に衝撃を与えただけではない。[アイゼンハワー]政権が支出を切り詰め、予算を均衡させ、赤字を減らし、減税するという目標を目指してきたのではなかったのかということに確証が持てなくなった。我々は収入に見合うだけの生き方しかできないのではないだろうか。(中略) 共和党がリベラルな民主党が行ってきた陰鬱な状態へと向う見ずにも突っ込んでいくのを目の当たりにして、幻滅を感じている。

ゴールドウォーターはこの演説の中で、1952年にアイゼンハワーが無駄を生み出す政府の政策を整理することを通じて支出を削減し、赤字を減らす公約をしたことを忘れるべきではないと強い調子で釘を刺した。あわせて、ゴールドウォーターはアイゼンハワーが要求した予算項目を全て見直し、各項目の予算を削減するべきだと述べている。メディアはこのゴールドウォーターの演説を保守派がアイゼンハワー政権に突きつけた「絶縁状」(Bill of Divorcement)であると報道した。リー・エドワーズによれば、ゴールドウォーターが問題視したのは予算額ではなく、アイゼンハワー政権が1952年の公約を反故にして小さな政府から逸脱し、大きな政府を容認する方向に向かっているように思われたことであったという⁴⁹。

さて、これまでは住宅や社会保障などの領域に注目して議論を進めてきたが、それらの領域以外にも、アイゼンハワー政権と共和党保守派の間で不和が生じるもとなった政策が幾つか存在する。

第一に労働政策である。既述のように、1952年の選挙においてアイゼンハワーは当選後タフト＝ハートレー法を労働組合に有利な形で修正することを公約していた。AFL配管工組合のトップでイリノイ州の労働長官を務め

た経験もあるマーティン・ダーキンが労働長官に抜擢されたことからみても、アイゼンハワーがタフト・ハートレー法の内容を労働組合に好意的な形で修正することは確実とみられていた⁵⁰。1953年7月、以上の方針に沿う形で、政権内でバーナード・シャンリーとジェラルド・モーガンの二人が19項目からなる同法の修正案を作成した。しかし、結局アイゼンハワー政権はこの修正案を公表することはなく、これに失望したダーキン労働長官は政権を辞任した⁵¹。

その後、アイゼンハワー政権は1954年の年頭教書でタフト・ハートレー法の修正案を提示すると表明し、同年1月、14項目に絞った修正提案が議会に送付された。最も大きな相違は1952年綱領に公約として掲げられ、19項目案にも存在していたユニオン・ショップ制を禁じる「労働権条項」(right-to-work)の廃止が14項目案で削除されていたことであろう。この法案に対して、労組は労働勢力に冷淡であると批判し、他方でゴールドウォーターら保守派は同法案が労働寄り過ぎるとして異議を唱え、修正案を提出したが失敗に終わった⁵²。最終的にこの法案は上院を通過せず廃案となり、政権に対する批判と政治的摩擦を生んだだけの結果に終わった。

ゴールドウォーターは1957年初頭にホワイトハウスを訪ね、労働問題に関して自分の意見に同意するよう、アイゼンハワー説得を試みている。ゴールドウォーターが主張したのは、1：労使交渉に関して、政府が双方に自重を呼びかけること、2：労組への強制加入を禁止すること、3：労働権(Right-to-Work)は市民の自由であり、これを重視する方針を明確にすること、の三点であった。しかし、アイゼンハワーはこの提案を承服せず、労働問題をめぐって両者の意見が遂に一致を見ることはなく、ゴールドウォーターは政権への失望をいっそう募らせていった⁵³。

その後、マクレラン委員会(ゴールドウォーターもそのメンバーであった)が労組幹部とマフィアとの癒着、労組資金の横領など、労組内部の腐敗を明るみにすると、アイゼンハワーはこれに同調して労組内部の腐敗を防止するための立法措置が必要だとする立法勧告を1958年1月23日、議会に送っている⁵⁴。

他方、1958年までに全米で20州が労働権法を制定していたが、共和党保守派の中には連邦レベルで労働権法を制定するか、大統領は各州に労働権法制定を促す声明を発するべきであるという声が上がっていた。だが、アイゼンハワー自身はこの問題に関しては各州が望むような形で決着をつけるべきだと述べたのみで、自らの所見を特に明らかにしようとはしなかった⁵⁵。

このように、アイゼンハワーは初期には1952年綱領の公約に沿って労働権条項の廃止を含むタフト・ハートレー法の改正を試みたかと思うとそれを断念したり、その一方で1958年には労働組合の腐敗を問題視して、それを取り締まる立法の成立を促したりするなど、労働問題に関してはその姿勢が一貫していたとは言い難い面があった。このようなアイゼンハワーの姿勢は保守派にも労働組合側にも不満を残す結果となった。

第二に教育政策である。公立学校の建設に連邦政府が援助を与えるか否かという領域においても、連邦の直接介入をなるべく回避しつつも学校建設援助に積極的なアイゼンハワー政権とそれに否定的な保守派との間で対立が目立った⁵⁶。

第三に公民権政策である。1952年の選挙戦の段階ではアイゼンハワー陣営は公民権の問題にふれることを慎重に忌避している様子であった⁵⁷。政権発足後の公民権に対するアイゼンハワーの姿勢は、連邦政府が直接差別の廃止に着手する場合、その役割は連邦政府が直接的支配権 (direct jurisdiction) を及ぼす範囲に止めるべきであるというものであった。この考えに沿う形で、アイゼンハワー政権は政権発足後から、連邦政府内部、ワシントンDC、軍隊における差別撤廃に着手した⁵⁸。当初は州の支配権の下における差別に関連する問題に踏み込むことを避けてきたアイゼンハワー政権であったが、1956年1月5日の年頭教書において、初めて公民権法の制定を訴えた。この公民権法の内容は人種統合の促進よりも、アフリカ系有権者が投票権を行使できる手段の整備拡充に重きを置いていた⁵⁹。

ブラウネル法務長官は1956年3月、1：超党派の公民権委員会の設置、2：法務省内への公民権局の設置、3：公民権保護のため、民事訴訟手続きを行使する権限を連邦政府に付与すること、4：アフリカ系有権者の投票権の保障という四項目からなる公民権法案を作成した。同法案についてはアイゼンハワー政権内部での議論の末、アイゼンハワーは1956年4月9日、これを議会に送付した。しかし、下院を通過した法案を上院が審議しようとしせず、1956年公民権法案は廃案に終わった⁶⁰。

その後、1957年の年頭教書において、アイゼンハワーは再び公民権法の制定を促す立法勧告を送付した。1956年法案と同じ内容を含む1957年公民権法案は下院を通過したものの、特に上院での審議過程において州権への連邦政府の介入反対を盾に、南部民主党と共和党保守派の議員が法案審議に激しく抵抗し、その結果、公民権保護のために差し止め請求権を連邦政府に付与する項目が削除されるなどの修正が加えられた。最終的にアイゼンハワー

もこの修正に妥協し、1957年9月9日に公民権法が成立した⁶¹。

もっとも、アイゼンハワー政権と保守派の間には齟齬ばかりが目立ったわけではない。

例えば、テネシー川流域開発公社、ボネヴィル開発公社、南西部開発公社など連邦政府主導の大型公共事業から大幅に予算を削減するなど、アイゼンハワー政権が保守派寄りの政策的帰結を導いた分野も多い⁶²。

さらに、農業政策の分野においては、アイゼンハワーはかなり明確な形でニューディール以来の政策のあり方に対する修正を試みている。1933年制定の農業調整法以降、米国農政の基本は、トウモロコシ、小麦、綿花、米、ピーナツ、煙草という主要作物に対してパリティ価格を設定することで価格を支持し、それを通じて農作物の最低価格を保証し、農業所得の確保に努めるというものであった。アイゼンハワー政権期に至るまで、上記の主要作物に対してパリティ価格の90%という高率での強制的固定価格支持が図られていたが、アイゼンハワー政権はこれを75%から90%のスライディング・スケールによる適正価格で柔軟に支持する案に切り替えようと企図し、同時に1910年代を基準に設定されてきたパリティの計算方式も改めることを提案し、1954年1月に法案が提出された⁶³。

この法案に対して、農業州選出の議員からは農民票が失われることを危惧する声上がり、これらの議員は固定的価格支持撤廃に反対し、他方で非農業州選出の議員の中には固定的価格支持の即時完全撤廃を強く要求する声もあがるなど、この問題に関する議員の対応は一様ではなかった⁶⁴。

結果的に成立した1954年農業法においては1955年までは主要作物について82.5%から90%水準でパリティ価格支持を継続し、その後75%から90%水準に切り替えていくことで妥協・合意をみた⁶⁵。

また、アイゼンハワーは1956年農業法において「土壌銀行」(Soil Bank)という制度を打ち出している。これは農作物の生産過剰による価格定価を防ぐために農地を休耕地化することを奨励し、農民が休耕地に土壌保全目的で植林などを行う程度に応じて補助金を配分するというものである。この施策を通じて農作物の価格定価を防ぎつつ、土壌の中長期的保全をも同時に図ることがアイゼンハワーの目的であった。これはニューディール農政とは異なるやり方によって、農産物の生産過剰や価格の低落という問題に対処しようとする試みであった。しかし、1956年農業法には土壌銀行案に加えて、審議の過程で90%パリティでの固定価格支持への回帰を規定する項目が付加されたため、1956年4月16日、アイゼンハワーはこれに拒否権を発動した。

その後、議会との調整を経て90%パリティ価格支持への回帰を規定する項目が削除され、1956年農業法は5月28日に成立している⁶⁶。

アイゼンハワーは農業政策の分野ではニューディール農政からの大胆な変革・脱却を試みたが、皮肉なことにこの試みは農民票の喪失につながるとして、保守派を含む農業州選出の共和党議員にはむしろ不評であった。また、非農業州選出の保守派議員からは農業補助金のより大胆な削減・廃止など徹底した施策を求める声も根強く、アイゼンハワー政権が保守派寄りの政策的帰結を導いた農業政策の分野においても、保守派はアイゼンハワーに好意的な評価を与えたとは言い難かった⁶⁷。

三 アイゼンハワー政権による政治理念体系化の試み

本節においてはアイゼンハワー政権による政治理念体系化の試みを分析する。まず、アーサー・ラーソンによる新共和党主義について分析し、続いてパーシー委員会に言及する。

(1) アーサー・ラーソンと新共和党主義 (1956年)

1956年の大統領選挙に際して、アイゼンハワーは自らの立法的業績を国民にアピール可能な、独自の具体的な政治理念をまとめることを試みていた。アイゼンハワーがその任務を任せしたのは、アイゼンハワー政権の労働次官補であったアーサー・ラーソンである。ラーソンが著した『共和黨員、自党を語る』(*A Republican Looks at His Party*)は、そのようなアイゼンハワー政権による政治理念の体系化の試みである。

ラーソンによれば、アメリカには二つのイデオロギーが存在する。

第一のものは「1896年イデオロギー」であり、民間企業がその活動に際して完全な自由裁量を与えられることを重視し、連邦政府の役割は国防や徴税など最低限のものにとどめられるべきであるとする。ラーソンはこの1896年イデオロギーという言葉で、政府による社会経済領域への介入を否定することを主張し、「小さな政府」を志向するという意味で(経済的)保守主義と同義に使用している。

第二に、「1936年イデオロギー」においては、政府が恐慌回避などの目的で企業の行動に制限を加えたり、再配分政策を行ったりすることが是認される。また、労働階層の権利の擁護など、政府は弱者に対する積極的保護策を講じるべきであるとする。ラーソンは、この1936年イデオロギーという言葉で、

政府が社会経済領域に積極的に介入し、社会的弱者を保護し、いわゆる「大きな政府」を目指すという意味でリベラリズムと同義に使用している⁶⁸。

以上の二つのイデオロギーに対して、ラーソンはアイゼンハワー政権が原理とする政治理念は「新共和党主義」(New Republicanism)であると主張した。「アイゼンハワーの天才はアメリカに存在する全ての良いものを一つにまとめ、均衡を作り上げた点である」というラーソンの言葉に表れているように、新共和党主義は(経済的)保守主義とリベラリズムという二つのイデオロギーの間に「真正なるアメリカ政治の中道」(Authentic American Center in politics)を見出そうとする思想であった⁶⁹。

ラーソンは「(チェストと同様)政治においては中間を占めるものがゆるぎない強さを誇る」とも述べる⁷⁰。ラーソンは個人の権利を何よりも重視し、連邦政府への過剰な権限集中を排し、統治においてはできる限り地方政府が中心的主体になるべきであると考えていた。また、連邦政府は民間領域に極力介入するべきではなく、介入したとしても必要最低限にとどめるべきであるとして無制限な政府介入を戒めている。だが、同時にラーソンは経済競争が生み出す固有のリスクを低減するためには、政府による社会保障や教育、社会資本の拡充はもはや必要不可欠であり、それは個人の尊重や政府への過剰な権限の集中の回避と両立しうるとも主張している⁷¹。

かつて筆者は別の論考において、1952年の予備選挙におけるアイゼンハワーの政治姿勢を「妥協可能な党派性」と形容した⁷²。すなわち、アイゼンハワーは1952年の選挙の時点から一貫して、民主党にとっても比較的受容可能でありながら決してニューディール・リベラルと同一ではなく、反面共和党の保守派にも受け入れられるほどには保守的であっても、そこからも意識的に距離を置くことで保守派にも自己を同一化しないという実に微妙な均衡の上に拠って立つ政治姿勢を追求してきた⁷³。

社会保障や国民保険、公営住宅、教育、公民権といった政策領域では政府の果たすべき役割を積極的に認め、他方で公共事業や農業政策といった領域では政府の介入を縮小し、可能な限り財政均衡と減税を目指す——ラーソンが体系化しようとした新共和党主義とは、1953年以降アイゼンハワーが目指してきた部分的にニューディールを継承・発展し、部分的にこれを修正するという形で実現された立法業績を政治哲学的に正当化しようとする試みであったといえるであろう。いわば、新共和党主義は1952年の選挙以来、アイゼンハワーが追求してきた「妥協可能な党派性」を現実の政治問題に即した政治理念として言語化し、その集大成を試みたものといえよう。

アイゼンハワー政権は民主党とも共和党保守派とも一線を画しつつ、同時に統治過程において対立する勢力との間での合意形成が不可能になるほどイデオロギー的に分極化した政治姿勢をとることは慎重に回避しようとしていた。統治を遂行するにあたって、対立する勢力との間での合意形成が可能な位置を保ちつつ、いずれの政治勢力とも自己を同一化せず差異を見出す——この点にこそ、アイゼンハワーの新共和党路線、あるいはアイゼンハワー自身が自己の政治路線を表す言葉としてしばしば言及した「中道」(Middle-of-the-Road)、ないし現代的共和党 (Modern Republican) の精髓が存在したと考えるべきではないだろうか。

(2) パーシー委員会 (1958年)

以上のようなアイゼンハワー政権による理念の模索は1956年にとどまらず、1958年の中間選挙で共和党が大敗を喫した後も再度試みられている。1958年の中間選挙での敗北後、アイゼンハワーは1958年12月にニクソン副大統領らと協議し、党内に新組織を立ち上げて共和党がとるべき今後の方針について対策を練るべきであるという結論に至った⁷⁴。1959年1月に共和党の有力者を招いて会談が行われ、その会談においてチャールズ・パーシーを委員長とする「計画と進歩に関する共和党委員会」(Committee on Program and Progress; パーシー委員会)の設置が決定された。これは長期的な共和党の政治目標の明確化とその目標に沿った共和党再建に向けての努力を一層強化するための組織であった。

このパーシーという人物は、当時ベル・アンド・ハウエル株式会社の重役を務める民間人であったが、シカゴを拠点に若年有権者層の組織化や資金集めなどに功績があり、共和党の内部で有能な選挙戦術家としての名声を高めていた⁷⁵。アイゼンハワーはパーシーを高く評価しており⁷⁶、ニクソン副大統領もパーシーの手腕に高い期待を寄せていた⁷⁷。パーシーはパーシー委員会に課せられた使命について、次のように語っている⁷⁸。

1958年の選挙で共和党が負けた理由の一つは共和党に明確なイメージがないことによるものです。もし共和党が選挙に勝てる政党でありたいと望むなら、すべての共和党員が忠実に守れるような理念や争点に関する声明が必要となるでしょう。

アイゼンハワーはこの委員会による改革提言に大きな期待をかけており、

発足当初から定期的に委員会のプロジェクトに関する進捗状況を報告するよう求めていた⁷⁹。

パーシー委員会の目的は、共和党に新たな理念を提供することで将来を背負って立つ若く活気にあふれた共和党員に訴えかけ、アイゼンハワー引退後の1960年の大統領選挙に向けて党の強化を図ろうとするものだった。そのために同委員会は四つのタスク・フォースを設置し、全国1200人以上のビジネスリーダー、労働リーダー、そしてその他の職業についているリーダーにアンケートをとり、それをもとに今後の共和党がとるべき戦略について模索を重ねた。委員会の努力は1959年9月27日にパーシー委員会が公表した報告書『より良い米国に向けての決意』（“Decisions for a Better America”）として結実した⁸⁰。

同報告書の内容をめぐる共和党内に議論が巻き起こった⁸¹。報告書には、政府は人々の要求に注意深く気を配るべきであり、人々が尊厳を保ちうる生活をなし得るほどに強くなくてはならないとされており、政府の役割と責任を基本的には是認する内容であったといえる。具体的には福祉や教育の拡充、マイノリティへの差別是正、あるいは公害規制・産業規制などの諸分野において、公共善や国益に適うと判断される場合は、政府による社会経済領域への政策的介入を必要なものとして認めるとの考えが提示されていた。報告書では個人の自由を尊重すべきこと、そしてそれを損なうような形で行われる政府権力の際限なき拡張には反対する旨も謳われており、社会領域への政府の無制限・無条件の介入は悪であり、政府による介入は必要最低限に止めるべきであることも付言されている⁸²。

共和党保守派からもパーシー委員会に参加していたメンバーがおり、その人物は「最初の数回の会合はわくわくするような会合で生産的であった」と述べ、委員会は「ニューディールの猿真似」をすることを避けようとしているかのように思われたと述懐している⁸³。ゴールドウォーターも同委員会の報告書はより多く経済保守的な項目を取り入れ、「[リベラリズムからの] 追従主義への決別」になると期待していた⁸⁴。

ゴールドウォーターは報告書の起草段階から1950年に発表された「共和党の理念と目標に関する声明文」を参考にすよう、パーシーに繰り返し要求していた。ゴールドウォーターがパーシーに参照するように要求していた声明文とは、「アメリカの基礎的な理念が物価や賃金の統制、あるいは国民皆保険、地方政府への介入など、欧州の社会主義を真似た計画経済による連邦政府の介入によって脅かされている」という一文に表れているように、政府

による介入主義に対抗するため自由の価値を強調し、政府による民間領域への介入を一切否定することなど、リバタリアン的な思想性が極めて顕著に反映された内容のものであった⁸⁵。パーシー委員会で意見を求められたゴールドウォーターは、1959年3月14日、委員会に出席して以下のような意見を陳述している⁸⁶。

共和党の未来にとって、そしてこの国の未来にとって何よりも重要なのは、我々の社会生活と政府に対する理念の起源を再発見するために、この機会を捉えて努力を重ねること以外にない・・・我々アリゾナの共和党の政治的立ち位置は明確で、断固たる信念に基づくものである。我々アリゾナの共和党は明確に保守である。保守であることも、保守という言葉が持つ含意さえも、我々は恐れるものではない。

この委員会での発言から一ヶ月の後にもゴールドウォーターはパーシーに直接書簡を送り、委員会の報告書に政府の介入を原理的に否定する経済保守的な項目を取り入れるよう重ねて要求している⁸⁷。

共和党の基本的理念は、それをどのような言葉で形容するにせよ、昔のままで良いのである。我が共和党は保守の政党であり続けてきた。今日において、二大政党が両方とも中道左派の政党であることを善しとする馬鹿はいないであろう。一方の政党は保守であるべきで、我が党こそ保守の政党たるべきなのである。

完成したパーシー委員会による報告書に対して、アイゼンハワーやジェイコブ・ジャヴィッツなど共和党穏健派はアイゼンハワー政権の従来までの中道路線が非常によく反映されているとして高い評価を与えた。特にアイゼンハワーは、同報告書は1960年の共和党の党綱領の基礎を提供したと考え、これを高く評価した⁸⁸。しかし、保守派は報告書が政府介入を基本的には肯定する方向でまとめられたことに大いに不満を抱いた。1959年7月、デンバーで開かれたパーシー委員会の最終会合に参加した、ある保守派の委員は報告書の内容について他の委員に以下のような意見を書き送っている⁸⁹。

デンバーで開かれた会合の最後の瞬間まで、私はたった独りで報告書序文の用語と内容に反対してきました。私がこのタスク・フォースの報告

書に使われており、他の委員会メンバーが支持する内容のない曖昧な言葉遣いに当初から激しく反対してきたことをご記憶でしょう。報告書の作成が最終段階に差し掛かっている今、このような手紙を差し上げるのは以下の事情によるものです。すなわち、誤解のないよう歯に衣を着せぬ言葉で保守的な共和党の立場について表明しておく必要があると強く確信しているからです。

ニクソン副大統領は公刊された報告書を読んで、全体的な傾向は基本的にはリベラルであると感じていた⁹⁰。他にロバート・タフト二世なども、報告書の最終案を読んでパーシーに次のような感想を告げている⁹¹。

報告書に対する私の感想は複雑だ・・・ここに書かれている基本的主張の総てに民主党も賛成するのでは。つまり、この報告書は国民全体の信条を表現できているとは思いますが、二大政党の間に存在する差異を上手く指摘できたとはいえない気がする。

アイゼンハワー政権期にはラーソンの新共和党主義やパーシー委員会報告書など独自の中道的政治理念の体系化が試みられた。しかし、その内容はいずれも制限的ながらも政府による介入を是認するものであり、これを原理的に否定する共和党保守派からは理解を得られず、次節に示すように、却って彼らの反発を生む結果を招いた。

(3) 共和党保守派の反発

以上のようなラーソンが体系化を試みた新共和党主義やパーシー委員会の報告書の内容は、民主党とも共和党保守派とも一線を画しつつも、いずれの政治勢力とも自己を同一化しないというアイゼンハワー政権の新共和党路線の理念と整合的であった。また、これらはいずれも限定的ながら、ニューディール以降の民主党が行ってきた社会経済領域への介入主義を大卒で肯定するものであった。だが、もとより共和党保守派がこのような理念に同意するはずはなかった。

パーシー委員会による報告書の内容に不満を抱くゴールドウォーターは、1964年の大統領選挙で共和党の大統領候補に指名されるが、その際、連邦取引委員会や食料医薬品局による経済産業規制の緩和・撤廃、労働法を施行する政府機関である全米労働関係委員会の役割の抜本的見直し、連邦政府主

導の超大型公共事業であるテネシー川流域開発公社の民間への売却、社会保障の民営化、農業補助金の廃止など、政府による介入を原理的かつ徹底的に否定する主張を掲げていたことで知られている。ゴールドウォーターの目にはアイゼンハワー政権の中道路線に依拠した政策理念は手緩いもの、ないしはリベラル寄りの政治姿勢であると映じていたことは確かであろう⁹²。

同じく、保守派の思想家として有名であったウィリアム・バックリー二世も、1956年の選挙を前にアイゼンハワーをどのように評価するか思案していた。バックリーが最終的に下したアイゼンハワー評価は極めて否定的なものであった。すなわち、ラーソンが体系化したアイゼンハワーの新共和党路線はニューディールを共和党の名前で安直かつ全面的に焼き直した程度のものでしかないというのがバックリーの見解であった。ただし、バックリーを含む保守派の多くはアイゼンハワーの政治姿勢に疑問を抱きつつも、1952年・1956年の選挙において、アイゼンハワーを支持していたという事実がある。これは、バックリー自身の言葉に従えば、民主党に比べればアイゼンハワーはまだしも保守的であり、「二悪の中からよりましな悪を選ぶ」という消極的支持の理由があったからである⁹³。

だが、1959年以降になると、ラーソンによる「新共和党主義」やパーシー委員会が作成した報告書の内容に不満を抱く保守派は独自に保守のアイデアや価値を表明する作業に着手し始める。そのような一連の努力の中でも最も重要であったのが、ゴールドウォーターが1960年に出版した『ある保守主義者の良心』と題する著作である。

同書においてゴールドウォーターは以下のようにいう。すなわち、人間は一人一人が異なる存在であり、無限の可能性を有している。社会は単なる「その他大勢」からなる人の群れではない。人が単なる群れであり、自分以外のものにただ翻弄されて生きるしかない社会では自由の意味は理解されず、他者に何かを強制されて生きるしか選択肢はない。人生を決定し、何をなすかは人が主体的に決めるべきであり、人生を決定し支配するものは運命や偶然ではなく、人自身である。「政府」とは社会秩序の維持と両立しうよう個人の自由を最大限達成できることを可能にするアートであり、政府の権力は憲法に定められた範囲内で、適正かつ必要最低限の水準に抑制されるべきである⁹⁴。

ゴールドウォーターによれば、ニューディール・リベラリズムだけではなく、アイゼンハワー政権による現代的共和党主義も政府を全知全能とみなし、統治に携わる一部のエリートのみが政府が何をすべきかを決定する権限を

有し、憲法に定められた状態から逸脱して、政府権限の無制限拡張を志向する点では似通っており、ともに全体主義の第一原理を満たしている⁹⁵。

ゴールドウォーターは以上のような論理を根拠にして、政府が福祉や教育の拡充、あるいは公害規制・産業規制といった名目で介入を行うこと、あるいは政府が過度の重税や赤字支出を行うことを原理的に否定したのである。加えて、ゴールドウォーターは労働組合が強制加入やクロズド・ショップなどの制度を設けていることを問題視し、アメリカの労組のあり方が自由社会の価値を損なっていると批判している⁹⁶。

更に、ゴールドウォーターは当時懸案となっていたアフリカ系アメリカ人に対する公民権問題に関しても人種差別自体は倫理にもとる行為として否定しつつも、連邦政府による差別解決という政策的手段については憲法に定められた州権にもとるとしてこれを是としなかった⁹⁷。ゴールドウォーターが差別解消の手段として提案していたのは、教育、あるいは家族・友人などの説得によって人の心を変え、差別を根絶していくべきであるというものであった⁹⁸。

同書は出版後ベストセラーとなり、ニューディール・リベラリズムに対する異議申し立ての書として保守運動の事実上のマニフェストともなった⁹⁹。このように同書はゴールドウォーターを保守のカリスマとして世に送り出し、米国国民に保守主義という新たな政治の力があることを知らしめるきっかけとなったのである¹⁰⁰。

以上、ラーソンによる新共和党主義やパーシー委員会の報告書に見られるように、アイゼンハワー政権は自らの政治理念を体系化する試み（特に1956年以降）を続けていた。しかし、結果的にはそれは却って保守派の反発を招く結果となり、保守派が独自の政治理念の追求と体系化を進めていくきっかけになった。

結論

論文冒頭で述べたように、共和党内部で徐々に保守派が台頭するきっかけ（その後の分極化の歴史的起源ともされている）について、ガルヴィンはアイゼンハワー政権の政党構築の試みが保守派に奪取されたことがその発端となったと指摘する。しかし、それは副次的要因であったと考えられないだろうか。本論文が明らかにしたように、アイゼンハワーが保守派の期待する公約を実現できなかったこと、あるいはアイゼンハワー政権が自らの中道的政

治理念を体系化しようとしたことが却って保守派の反発を生み出したことなどの方が、その後、共和党が保守化する契機としては大きな影響力を有する要因であったように見受けられる。

アイゼンハワー政権期の共和党運営においては、ガルヴィンが重視する政党構築ではなく、むしろ政治成果や政治理念の体系化といった点で、後に共和党保守派が台頭し、イデオロギー的分極化が発生する素地を(皮肉なことにアイゼンハワーにとっては極めて逆説的な形で)提供することになったといえるのではないだろうか。ガルヴィンのように、政党構築をその後の共和党保守化・分極化の「独立変数」とする視座については、若干の留保が必要ではないかと結論付けられる。

注釈

- 1 Wilson Carley McWilliams, "The Anti-Federalists, Representation, and Party." *Northwestern University Law Review*, Volume 84, Number 12 (1989), pp.12-36
- 2 例えば、Leon Epstein, *Political Parties in the American Mold* (Wisconsin: The University of Wisconsin Press, 1986), pp.79-122; Samuel J. Eldersveld and Hanes Walton, Jr., *Political Parties in American Society* Second Edition (Boston: St. Martins Press, 2000), pp.340-341.
- 3 Sidney M. Milkis and Jesse H. Rhodes, "The President, Party Politics, and Constitutional Development." in L. Sandy Maisel and Jeffrey M. Berry (eds.) *The Oxford Handbook of American Political Parties and Interest Groups* (New York: Oxford University Press, 2010), p.378.
- 4 Theda Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in United States* (Massachusetts: Harvard University Press, 1992), pp.42-50.
- 5 Theodore J. Lowi, *The Personal President: Power Invested Promise Unfulfilled* (Ithaca: Cornell University Press, 1985), pp.22-43.
- 6 Lowi, *The Personal President*, pp.22-43; Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers*, pp.67-75; Edwin Amenta, *Bold Relief: Institutional Politics and the Origin of Modern American Social Policy* (New Jersey: Princeton University Press, 1998), pp.12-13; Martin Shefter, *Political Parties and the State: The American Historical Experience* (New Jersey: Princeton University Press, 1994), p.59; Amenta, "What We Know about the Development of Social Policy: Comparative and Historical Research in Comparative and Historical Perspective." in James Mahoney (eds.) *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences* (New York: Cambridge University Press, 2003), pp.91-130.
- 7 Lowi, "The Roosevelt Revolution and the New American State," in Peter J. Katzenstein, Theodore J. Lowi, and Sidney Tarrow, (eds.) *Comparative Theory and Political Experience: Mario Einaudi and the*

- Liberal Tradition* (Ithaca: Cornell University Press, 1990), pp.192-205.
- 8 Shefter, *Political Parties and the State*, pp.61-62, 81-86; Sidney M. Milkis, *President and the Parties: The Transformation of the American Party System since the New Deal* (Oxford: Oxford University Press, 1993), pp.4-17, 21-29, 50-74.
- 9 Milkis, *Political Parties and Constitutional Government: Remaking American Democracy* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1999), pp.72-103.
- 10 Milkis and Jerome M. Mileur (eds.) *The New Deal and the Triumph of Liberalism* (Boston: University of Massachusetts Press, 2002), pp.3-6.
- 11 James T. Patterson, *Congressional Conservatism and the New Deal: The Growth of the Conservative Coalition in Congress, 1933-1939* (Westport: Greenwood Press, 1967).
- 12 Stephen Skowronek, *Building A New American State: The Expansion of National Administrative Capacities, 1877-1920* (New York: Cambridge University Press, 1982), pp.1-36.
- 13 Milkis, *President and the Parties*, pp.75-124. 連邦最高裁改革に関しては、William E. Leuchtenburg, *The Supreme Court Reborn: The Constitutional Revolution in the Age of Roosevelt* (New York: Oxford University Press, 1995). 1938年の与党選挙介入に関しては、John Edward Hopper, “The Purge: Franklin D. Roosevelt and the 1938 Democratic Nominations.” (Unpublished Ph-d dissertation, The University of Chicago, Department of History, 1966).
- 14 Milkis and Mileur (eds.) *The New Deal and the Triumph of Liberalism*, chapters 1-4.
- 15 John J. Coleman, *Party Decline in America: Policy, Politics, and the Fiscal State* (New Jersey: Princeton University Press, 1996), pp.33-72. また以下も参照。David W. Brady, Joseph Cooper, and Patricia A. Hurley, “The Decline of the Party in the U. S. House of Representatives, 1887-1968.” *Legislative Studies Quarterly*, Volume 4, Number 3 (August 1979), pp.381-407.
- 16 Daniel J. Galvin, *Presidential Party Building: Dwight D. Eisenhower to George W. Bush* (Princeton University Press, 2010), p.2.
- 17 Galvin, *Presidential Party Building*, p.23; Daniel J. Galvin, “Presidential Partisanship Reconsidered.” *Political Research Quarterly*, Volume 66, Number 1 (2013), pp.47-49.
- 18 Galvin, “Presidential Partisanship Reconsidered,” p.49.
- 19 Galvin, *Presidential Party Building*, p.3
- 20 Galvin, *Presidential Party Building*, pp.20-22.
- 21 ガルヴェインが指摘するアイゼンハワーに対する否定的な先行研究の評価は以下である。Ralph Ketcham, *President above Party* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1987), pp.231-236; Ralph M. Goldman, “The American President as Party Leader: A Synoptic History.” in Robert Harmel (ed.) *President and their Parties: Leadership or Neglect?* (Connecticut: Praeger, 1984), p.21; John F. Bibby and Robert J. Huckshorn, “The Republican Party in American Politics.” in Jeff Fishel (ed.) *Parties*

- and Elections in an Anti-Party Age: American Politics and the Crisis of Confidence* (Bloomington: Indiana University Press, 1978), p.55; James L. Sundquist, *Dynamics of the Party System: Alignment and Realignment of Political Parties in the United States* (Washington, D.C.: Brookings Institution, 1983), p.287; Philip A. Klunkner, *The Losing Parties: Out-Party National Committees, 1956-1993* (New Haven: Yale University Press, 1994), p.42.
- 22 Galvin, *Presidential Party Building*, p.42.
- 23 Cornelius P. Cotter, "Eisenhower as Party Leader." *Political Science Quarterly*, Volume. 98, Number 2 (Summer 1983), p.265.
- 24 "Republican Party Platform of 1952." July 7, 1952. *The American Presidency Project*.
<<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=25837#axzz1pABmH3aQ>>
- 25 渋谷博史『20世紀アメリカ財政史Ⅰ：パクス・アメリカーナと基軸国の税制』（東京大学出版会、2005年）、138-139頁。
- 26 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、142-143頁。
- 27 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、144頁。
- 28 Gary W. Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism: Eisenhower and the Eighty Third Congress* (Knoxville: The University of Tennessee Press, 1975), pp.98-99.
- 29 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.100.
- 30 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、270頁。
- 31 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.101.
- 32 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.120.
- 33 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.122.
- 34 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, pp.123-124.
- 35 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, pp.126-129.
- 36 "Statement of the President upon signing the Housing Amendments of 1955." August 11, 1955. *The American Presidency Project*.
<<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=10337#axzz1pABmH3aQ>>
- 37 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.129.
- 38 Steven Wagner, *Eisenhower Republicanism: Pursuing the Middle Way* (DeKalb: Northern Illinois University Press, 2006), p.8.
- 39 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.130.
- 40 "Statement of the President upon signing the Social Security Amendments of 1954." September 1, 1954. *The American Presidency Project*.
<<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=10025#axzz1pABmH3aQ>>
- 41 "Statement of the President upon signing Bill to extend the Unemployment Insurance Program."

- September 1, 1954. *The American Presidency Project*.
 <<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=10026#axzz1pABmH3aQ>>
- 42 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、242-243頁。
- 42 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、236-238頁。
- 44 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、247頁。
- 45 渋谷『20世紀アメリカ財政史Ⅰ』、271頁。
- 46 Lee Edwards, *Goldwater: The Man who made a Revolution* (Washington, D.C.: Regnery Publishing, 1997), p.83.
- 47 Eisenhower to Goldwater, April 24, 1957, Louis Galambos and Daun Van De (eds.) *The Papers of Dwight David Eisenhower, The Presidency: The Middle Way XV*, Volume 18 (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 2001), p69.
- 48 Barry Goldwater, *With No Apologies: The Personal and Political Memoirs of United States Senator Barry M. Goldwater* (New York: William and Morrow, 1979), p.64.
- 49 Edwards, *Goldwater*, p.85.
- 50 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.30.
- 51 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, pp.143-144.
- 52 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, p.145; Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.37.
- 53 Ann Whitman Diary February 27, 1957, *Dwight D. Eisenhower, Papers as President of the United States, Ann C. Whitman Diary Series*, Box 8, Dwight D. Eisenhower Library, Abilene, Kansas.
- 54 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.15.
- 55 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, pp.38-39.
- 56 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.21.
- 57 John Robert Greene, *The Crusade: The Presidential Election of 1952* (Lanham: University Press of America, 1985), p.212.
- 58 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, pp.64-65.
- 59 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.75.
- 60 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.77.
- 61 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.78.
- 62 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, pp.174-175.
- 63 Reichard, *The Reaffirmation of Republicanism*, pp.140-141.
- 64 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.47.
- 65 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.51.
- 66 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, pp.54-56.
- 67 Wagner, *Eisenhower Republicanism*, p.59.

- 68 Arthur Larson, *A Republican Looks at His Party* (New York: Harper and Brothers, 1956), pp.1-18.
- 69 Larson, *A Republican Looks at His Party*, p.9.
- 70 Larson, *A Republican Looks at His Party*, p.19.
- 71 Larson, *A Republican Looks at His Party*, pp.199-203.
- 72 西川賢「共和党穏健派の思想と動向」『法学研究』第84巻7号(2011年)、33-62頁。
- 73 西川賢「共和党穏健派の思想と動向」、33-62頁。
- 74 Memorandum for the Record, December 6, 1958, Galambos and Van De (eds.) *The Papers of Dwight David Eisenhower, The Presidency: The Middle Way XV*, Volume 19 (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1996), p.69.
- 75 Charles Percy to Sherman Adams, November 17, 1957, *Charles H. Percy Papers*, Box 5, Chicago History Museum, Chicago, Illinois. (以下 *Percy Papers* と略記)
- 76 Eisenhower to Percy, August 3, 1955, *Percy Papers*, Box 1.
- 77 “Building the Republican Party,” February 4, 1959, *Percy Papers*, Box 8.
- 78 Percy to Clayton Gaylord, December 5, 1958, *Percy Papers*, Box 8.
- 79 Eisenhower to Alcorn, November 17, 1958, *The Papers of Hugh Meade Alcorn*, Box 4, File 32, Rauner Special Collections Library, Dartmouth College, Hanover, New Hampshire.
- 80 John A. Andrew, iii., *The Other Side of the Sixties: Young Americans for Freedom and the Rise of Conservative Politics* (New Brunswick: Rutgers University Press, 1997), pp.37-38.
- 81 The Republican Committee on Program and Progress, *Decisions for A Better America* (New York: Doubleday & Company, 1960), pp.13-16.
- 82 The Republican Committee on Program and Progress, *Decisions for a Better America*, p.19.
- 83 Galvin, *Presidential Party Building*, p.62.
- 84 Andrew, iii., *The Other Side of the Sixties*, pp.37-38.
- 85 Goldwater to Percy, March 10, 1959, *Percy Papers*, Box 8.
- 86 “Executive Session: Transcript of Proceedings in the Matter of Republican Committee on Program and Progress, March 14, 1959,” *Percy Papers*, Box 9.
- 87 Goldwater to Percy, April 10, 1959, *Percy Papers*, Box 12.
- 88 Andrew, iii., *The Other Side of the Sixties*, pp.38-41.
- 89 “Memo from Stephen C. Shadegg to all members of the Republican Committee on Program and Progress, July 1959,” *Percy Papers*, Box 9.
- 90 “Statement by the Vice President, October 5, 1959,” *Percy Papers*, Box 13.
- 91 Robert Taft, Jr., to Percy, September 21, 1959, *Percy Papers*, Box 13.
- 92 “Republican Party Platform of 1964,” July 13, 1964. *The American Presidency Project*.
<<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=25840#axzz1YAiNaM6A>>

- ⁹³ George H. Nash, *The Conservative Intellectual Movement in America since 1945*, Thirtieth Anniversary Edition (Wilmington: ISI Books, 2006), p.395.
- ⁹⁴ Barry M. Goldwater, *The Conscience of a Conservative* (Pennsylvania: BN Publishing, 2007), pp.5-7.
- ⁹⁵ Goldwater, *The Conscience of a Conservative*, pp.9-10.
- ⁹⁶ Goldwater, *The Conscience of a Conservative*, pp.38-51.
- ⁹⁷ Goldwater, *The Conscience of a Conservative*, pp.18-23.
- ⁹⁸ Goldwater, *The Conscience of a Conservative*, p.31.
- ⁹⁹ Elizabeth Tandy Shermer, "Origins of the Conservative Ascendancy: Barry Goldwater's Early Senate Career and De-legitimization of Organized Labor." *The Journal of American History*, Volume 95, Number 3 (December 2008), p.678.
- ¹⁰⁰ Rick Perlstein, *Before the Storm: Barry Goldwater and the Unmaking of the American Consensus* (New York: Nation Books, 2001), p.63.